

このコーナーは、機関紙『知教労ニュース』に2010年4月から連載されている『データでみる教員の実態』というコーナーを Web サイトにアップしたものです。

それまで連載していた『連帯する他組合』の連載が一段落した際に、今までとは少し異なった視点で教員組合の労働運動をとらえたい、という視点で掲載が始まり、2013年の7月号で40回の連載を数え、なお連載中です。

当初は、主に働く人たちの問題を数値的に取り上げてきましたが、だんだん教育問題にも広がってきました。

他の組合の機関紙にはないコーナーですので、貴重な情報を提供できると思います。ぜひご覧ください。

第1回 『2001年（平成13年）4月6日』

（2010年4月号）

新年度ということで皆さんは、気分を新たに仕事に精を出していらっしゃると思います。前号まで、約4年間に渡って連載してきた「連帯組合の活動」コーナーも新しいテーマに模様替えをしました。文部科学省などが出しているデータを基にして教員としての自分たちの仕事内容・置かれている状態について考えていこうと思っています。

さて、最初のテーマは、

今から9年前になりますね。私もまだ若かった?ときです。その頃はまだ隔週週休二日制でした。実はこの数字は、厚生労働省が労働の始業終業時刻を記録するように通達を出した日です。当時の第153国会では総務省と文科省の事務次官が「公立学校の教職員も基本的に対象になる」「当然学校にも周知される」「命令のない超過勤務につきましても」「部活動についても」「始業・終業時刻に入る」と答弁しています。

さて、それから9年もかかってやっと知多ではほとんどの学校で記録が始まりました。県下の小中学校ではまだ行っていない学校がほとんどです。

このように私たち教員の労働環境はかなり遅れた状況になっている面がいくつもあります。どんなところが遅れているのか。そのことがどのような状況をもたらしたか。いろいろなデータを基にして明らかにしていきたいと思います。興味を持って読んでいただけたらと思います。

第2回 『2006年（平成18年）4月1日』

（2010年5月号）

今回は先月お読みいただいた『2001年（平成13年）4月6日』に関係した数字です。

先月の数字の5年後です。これは、「労働安全衛生法」が改正施行された日です。厚生労働省が発行したパンフレットには「職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため」とあります。対象は全ての事業場（常時50人未満は平成20年4月から）とも書いてあります。ということで、大府小や半田中などは4年近く法の適用が放置されていたことになります。愛知県は、この通達を文科省からのものでないと理由をつけて下ろしませんでした。2008年に文科省から同様の通知が来ても「現場が混乱する」と下ろそうとせず現状を放置しました。

この改正は、始業終業時刻の記録だけでは過労死が減らないため、長時間の残業者には産業医との面談を定めたものです。あなたの勤務する市町には面談の決まりがありますか？また、産業医が決められたでしょうか。

ところで、労働安全衛生法の具体的な決まりを定めた労働安全衛生規則の第十五条には「産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し」「労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」とあります。産業医が決められている市町では、実際に巡視しているでしょうか。

長い間、無法状態に置かれた教員がどうなっているのかは、次回のこのコラムで書きたいと思います。

第3回『0.94%』

(2010年6月号)

0.94%といえば、1%に近いですね。何の数字だと思われるでしょうか。これは、2008年度の休職者の割合を表しています。もちろん教員（小中高特）のです。実数は、8578人です。91万5945人の教職員ですから計算すると0.00936となります。さらに、病気休職者のうちその6割以上の4995名の方が精神疾患によるものです。

この数字、多い・少ないどちらに感じられるでしょうか。

ちなみに2008年に文部科学省の委託事業として行なわれた公立小中学校の教員調査では、「とても疲れる」と回答する教員は44.9%で、一般企業の3倍にあたります。（ウェルリンク調べ）その原因は、「仕事の量」（60.8%）「仕事の質」（41.3%）その次が「仕事への適性」（25.8%）で、いずれも一般企業よりもストレスが高い結果となっています。「仕事の量」については一般企業が32.3%ですからほぼ2倍です。うつの傾向を示した教師は28%で一般企業の平均の2.5倍にもなります。「とても疲れる」と連動しているような数値です。

さて、約1%という100人に1人ということになります。これは全国平均ですが、愛知県もほぼ同じで9.3%（県教委教職員課調べ）です。あなたの職場のまわりを見渡してみるとだいたい当てはまると感じられるのではないのでしょうか。ちなみにこの数字は、療養休暇を取った後の休職者数ですので、療養休暇を取っていらっしゃる方のいる職場ではもっと多いように感じられるかもしれません。

※訂正 先月の4995名の精神疾患は2007年の数字でした。

第4回『約2倍・約3倍』

(2010年7月号)

さて、何が2倍3倍だとお考えでしょうか。先月は、「とても疲れる」と感じている方が一般企業の約3倍という調査結果をお伝えしましたが、今回の約2倍は、休職者数（小・中・高・特別支援）を10年前と比較した数字です。そして約3倍とは10年前と比較した精神疾患による休職者数です。

過去をさかのぼると1980～83年の校内暴力が騒がれていた頃が4000人を超えていましたが、その後は1996年までは3000人台でした。しかし、1997年からは増え続けました。1999年が4470人で2008年は8578人です。そのうちの精神疾患による休職者数は1924人から5400人にまで増えています。※

厚生労働省は、2006年まで文部科学省は重い腰を上げませんでした。その不作為（わざと消極的）が今回の数字に表れています。愛知県は、他の文書に混ぜて2年後に文部科学省の出退校記録の通知を下ろしました。今年3月に県独自の文書を下ろしましたが、市町教委が止めたりしてすべての学校現場には下ろされていません。

この10年間といえば、週休二日制の実施、ゆとり教育から詰め込み教育へのゆりもどしや評価規準、特別支援の導入などの変化や仕事量の増加が続きました。

先日の知多管内校長会長との話し合いでも、仕事量を減らすのは県や市がやることのような意識でした。実際に現場の職員が休職したら学校運営がたいへんになるので、校長会としても積極的に取り組むべき課題ではないかと伝えました。

第5回『10年で29分』

(2010年8月号)

29分、これは何の時間だと思われるでしょうか。ベネッセが2007年に小学校の学級担任と中学校の国語・社会・数学・理科・外国語担当教員を対象にした「第4回学習指導基本調査」で明らかになった中学校教諭の平均睡眠時間が減った時間です。平均睡眠時間が5時間57分、10年前の1997年は6時間26分でした。10年で29分も減ったことになります。小学校は、10年前のデータがありませんが、5時間53分でした。小中とも女性の方が睡眠時間が少し短くなっています。

2005年の「NHK 国民生活時間調査」によれば、「勤め人」の平日の平均睡眠時間は7時間02分です。それに比較すると教員の睡眠時間の異常さがよく分かります。

勤務時間の異常な長さが睡眠時間を削る圧力となっています。7年前に出された厚生労働省の健康づくりのための睡眠指針検討会の報告では「睡眠不足や睡眠障害等の睡眠の問題は、疲労感をもたらす、情緒を不安定にし、適切な判断力を鈍らせるなど、生活の質に大きく影響します。また、こころの病気の一症状として表れることが多い」とあります。必要な睡眠時間については個人差がありますが、7時間程の睡眠が最も健康によいという調査結果が日米で報告されています。

さて、あなたは夏休みに睡眠時間を確保できたでしょうか。この号が届くときには二学期が始まっています。よい睡眠をとってくれぐれも健康にご留意ください。

第6回『2.5倍』

(2010年9月号)

6月号でお伝えした2008年に文部科学省がウェルリンクという会社に委託調査したデータをもう少し詳しく見ていくことにします。2.5倍という数値は、うつ傾向を示す自覚症状に「あてはまる」

「まあ、あてはまる」と答えた方の割合です。

以下にその項目と割合を一覧表にして示します。

(表示は%)	教員	一般企業
気持ちがしずんで憂うつ	27.5	9.5
気がめいる	43.7	20.0
よく眠れない	16.9	11.4
食欲がない	11.4	3.4
人の言動や物音が気にさわったり、イライラする	28.6	13.0
いろいろなことに頭が回らない	44.3	21.4
ぼんやりして、作業に集中できない	23.7	4.8
からだがだるい、疲れる	61.6	43.6
生きていたくない	6.2	3.6

さて、あなたはどれくらい当てはまったでしょうか。

教員の中にも精神的な病気が増えています。仕事にゆとりがない現実が一番の原因ではないでしょうか。病気になる前に予防したいものです。そのために知教労はいつでも協力します。

第7回『四十三位と46位』

(2010年10月号)

これは、愛知県が出した「平成21年度(20会計年度)地方教育費調査(教育費調査)の概要」での順位です。今年も行っている教育全国署名について説明をお読みになった方は何の順位かすでにお気づきでしょう。この順位は「児童・生徒1人あたり教育費における愛知県の全国順位」です。43位は小学校、46位は中学校です。産業が盛んで税金が多いはずの愛知県がこんなに低いのかと意外に感じる方も多いかと思います。実は愛知県は過去ずっと低いのです。平成15会計年度からの資料によると最高でも小学校の40位です。愛知県は小さな学校が比較的少ないので、1学級あたりなら上位にいくと想像されるかもしれません。しかし1学級当たり(同)でも、小学校で29位、中学校で33位です。内容を見ていくと、修繕費と図書館購入費以外はほぼ全て全国平均を下回っています。その中には、もちろん私たちの給与も入っています。

教育費の財政に占める割合(総務省「社会・人口統計体系」平成20年)は、愛知県は28.4%で7位に入っています。健闘しているように見えます。しかし、神奈川・埼玉・千葉の上位3位は30%を超えています。この3県は児童生徒10万人当たりの学校数(同)は40位以下で愛知県とほとんど変わりません。しかも、15歳未満の人口割合(同)は愛知県が4位であり、先ほどの上位3県はそのずっと下位なのです。愛知県ではいかに教育に金を回していないかがよくわかります。愛知県の教員の苦勞がよくわかります。

第9回『1/2』『1/3』って何の割合？

(2010年12月号)

ボーナスの金額を見て筆者の職場でこんなにも少ないのかと声が上がりました。皆さんの職場ではどうでしたでしょうか。表題の数字は、その原因になったものです。

小泉内閣は、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という三位一体の改革を進めました。その中で一番金額が大きかったのが義務教育費国庫負担制度の存廃問題でした。中教審での議論は意見が分かれました。存続派の意見は、「一般財源化された場合、それまで義務教育費に充てられていた財源がそれ以外の用途に転用される可能性があり、義務教育の地域格差が発生するであろう。」とするもの。改革派の意見は「財源が自前のものになれば、地方自治体の当事者意識が高まり、意欲的に教育改革に取り組む姿勢が芽生える」というものでした。

この問題については、文科省は現状維持を掲げ、中教審も、1/2の国庫負担制度は今後も維持されるべきとの答申を出したが、最終的に国庫負担率を1/2から1/3に変更することで政治決着しました。結局、その差額は平成18年度から国庫補助負担金の中に含まれ一般財源化され、使途は各県が決められることになりました。

財政難に陥った地方自治体は、2/3の負担に耐えられず、総額裁量性もあり、給与抑制や常勤・非常勤講師の増加、専科教員の削減に動いています。人事委員会の出した規準を下回る県独自の給与カットを競いあっている観すらある現状です。

地方財政法の第10条には「国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する」として、その一に「義務教育職員の給与」を挙げています。

第12回 『50人以上』

(2011年3月号)

50人以上という数字は、何だと思われるでしょうか。学級の数ではもちろんありません。今回は、皆さんの毎日の生活に直接関わってくる数字です。

戦後GHQの指示により、公務員の団体交渉権、団体行動権(争議権)が剥奪された代償として作られたのが人事院です。警察などの公務員は団結権も剥奪されました。人事院の大きな仕事のひとつが、国家公務員の適正給与を決め、国会や内閣に勧告することです。

人事院は、同じような職種の民間企業の給与を参考にして決めています。昭和23(1948)年、第1回に427人から調査が始まりました。現在では人事院独自ではなく、多くの自治体とも協力しながら**454,619人**のデータを収集しています。

ちなみに、昭和38(1963)年までは今と同じ事業所規模50人以上でしたが、平成17(2005)年までは企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上でした。しかし、平成18(2006)年からは企業規模50人以上、事業所規模50人以上に変えられました。そのため、給与がダウンしたのは記憶に新しいところです。

愛知県では、人事委員会が人事院勧告をもとに独自に勧告を出しています。しかし、万博などで3年間、県の収入が減ったための特例条例が2年間(平成22年度だけで43歳で-19.7万円)とでこれまでに何度も勧告以上に削られています。

第14回 『10人以上50人未満』

(2011年5月号)

先月、50人以上の事業所は衛生管理者を選任しないと「50万円以下の罰金」だとお伝えしました。自分の職場は関係ないと思われた方が多いかと思います。しかし、ネットなどで「労働安全衛生法」「労働安全衛生規則」を読まれた方は、今回の見出しの意味がおわかりのことでしょう。

「労働安全衛生法」第12条に定める「衛生推進者」を選任しなければならない職場は「労働安全衛生規則」に「常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする」と書いてあります。どこの学校でも常時10人以上の教員が働いているはずですが、こちらは罰金などはありませんが、法を守る立場の公共機関で罰則が無いからといって無視するのは問題です。日本は法によってルールを決めている法治国家ですから。

知多半島でも進んだ学校があります。知教労の働きかけで、南知多町や美浜町では安全衛生委員会が作られてきています。学校での「快適な作業環境と職場における安全と健康を確保」(労安法)を実現するために活動しています。県内でも春日井市は決まりができて、これから実質の活動を行なっていきます。埼玉県川口市では労働時間削減の見直しにつなげる等、実際に成果をあげてきています。愛知県内でも、県立学校(高等学校等)では、すでに衛生委員会を作って活動し、提言しています。

第15回『小学校 87.7% ・中学校 88.5%』

(2011年6月号)

表題の数字は、皆さんのことを心配したあらわれでもある数値です。昨年のベネッセが行った第5回学習指導基本調査で、明らかになりました。

「新指導要領の全面実施への不安」という質問に対して、小・中の校長が「教員の多忙化の加速」を「とても不安」・「やや不安」に選んだ割合です。もちろん、回答項目の中でのトップでした。以下、「人員の不足」「児童間の学力差の拡大」「児童の疲れの増加」「担当教科の負担のアンバランス(中学)」などが続きます。

また、「教員の指導力の不足」という回答もありますが、小学校は、若手教員の比率が高いほど、中学校では学級数の多いほど不安に思う校長が増えています。中学校では、「授業時間の確保」も学級数増に連れて上がっています。

このように考える校長が多数いる状態での新指導要領の全面実施は、多くの課題を先送りにして教員の負担に頼る形で見切り発車したものと言えます。実際、今年、担当授業時間数の増えた小学校教員の方はたくさんいらっしゃると思います。来年は、中学校での実施が予定されています。

導入前の校長の心配ばかりでなく、現実に小学校教員の間では、分厚くなり大きく指導方法の変わった教科書や単位の書き方、割り算の余りの書き方などへの戸惑いがふくらんできています。

第18回『354人、194人』

(2011年9月号)

文科省では、3年ごとに『学校教員統計調査』を実施しています。今回は、平成22年度に調査が行われ、今年の7月末に中間報告として公表されました。確定値は来年3月に出される予定になっています。

今回の見出しは、その中からの数字です。しかも、今回初めて統計項目に入れられたものです。実は、平成21年度中における精神疾患による離職者数です。354人が公立小学校で、194人が公立中学校です。教員の退職者が小学校で16,467人、中学校で8,132人ですから、それぞれ離職者の2.1%、2.4%にもなります。

病気のために離職した方が小学校で597名、中学校で308名います。ということは病気を理由に退職した方の59%と63%という割合になります。これはほぼ休職者の中の精神疾患によるものの割合と同じになります。

このコラムの③でお知らせした精神疾患者の割合は教員の約1%ですから、休職者の2倍ほどの割合で退職されていることになります。

	定年	病気()は精神疾患	死亡	計	病気休職者数()は精神疾患
小学校	10306	597(344)	217	16467	3969(2412)
中学校	4418	308(179)	137	8132	2454(1620)

※ 病気休職者数は平成21年度学校基本調査より

第20回『17分・15分増、2分・3分減』

(2011年11月号)

昨年の8月から9月かけて3年ぶりにベネッセの学習指導基本調査が行われ、今年の3月にまとめが発表されました。すでに目にされた方もいらっしゃることでしょう。以前にも増して教員の労働環境の悪化が現れています。

その「第8章教員生活の実態と意識」には、学校にいる時間の平均が小学校で11時間29分であり、3年前の17分増、中学校では、12時間03分で15分増となっています。

その分、平均睡眠時間が小学校教員で2分、中学校教員で3分減少しています。日本人有職者の平均睡眠時間(6時間55分)に比べると1時間01分も短い(NHK 放送文化研究所『2010年国民生活時間調査報告書』2011)こととなります。

1日24時間から差し引きすると小学校教員で15分、中学校教員で13分自由に使う時間が減少したことになります。

実際には、家庭に帰ってからも「家で学校の仕事に費やす時間」は小学校で1時間08分ほど、中学校で55分ほどあります。一日の半分以上は仕事なのですから、学校にいる時間と合わせるとどれほど仕事に追われているかがよくわかります。以下に主な内容を表にして示します。

【小学校教員】

調査年	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	睡眠時間
2007	7時41分	18時53分	11時間12分	5時間53分
2010	7時36分	19時05分	11時間29分	5時間51分

【中学校教員】

2007	7時37分	19時25分	11時間48分	5時間57分
2010	7時30分	19時33分	12時間03分	5時間54分

詳しい情報は、インターネットで「第5回学習指導基本調査」というキーワードで検索してみてください。

第21回『512校中84校、1371人』

(2011年12月号)

今回の数字は愛知県とは直接関係ありません。横浜市で今年11月に発表された、1学期(前期)の通知票に誤記載があったとされる数です。

「10月に小学校1校、中学校1校から通知票(あゆみ・連絡票)に誤記載等があったとの報告を受け、全市立学校512校に聞き取り調査をしたところ、1,371人に誤記載等がありました。誤記載等のあった学校では、保護者への謝罪を行い、訂正したものをお渡ししています。」という文とともに「出欠席の誤記載」「評価や評定の誤記載」などの項目別に、誤記載をした校数や被害にあった人数を横浜市教委が表にして公表しています。

誤記載等が発生した主な原因として「パソコンを操作する際、丁寧さや慎重さに欠けていました。」「成績処理等は、学級担任や教科担任が中心になって作成するため、校内での組織的なチェック体制が十分に機能していませんでした。」の2つをあげています。

しかし、これはまったく現場の状況を無視した分析です。このコラムでも何度も取り上げていますが、現場で時間に追われる状況が一番の原因に他なりません。勤務時間内に余裕を持って成績処理を完了している教員はいるのでしょうか。今までそういう方にお目にかかったことがありません。もちろん、成績処理が勤務時間内に終われば誤記載がなくなるわけではありませんが、激減することでしょう。

学期末は成績処理のためだけでなく、他の仕事も重なるため、一般の教員は勤務時間を大幅に超過して働いています。この状況で間違えないようにしっかりチェックしろと言われても、時間の余裕がない中ではそのチェックが甘くなってしまうのではないのでしょうか。横浜市だけでなく、愛知県でも同じ問題が表面化する可能性があります。問題を根本的に解決しなくてはなりません。

第22回『 67% 対 71% 』

(1012年1月)

新指導要領先行実施中の2010年1月、東京都教委は「土曜授業は月2回を上限とし、保護者や地域住民への公開が条件」という通知を出しました。今年度は97%以上の学校で土曜授業が実施され、毎月行っている学校も小中とも3割を超えています。また、京都市でも10年度は、ほぼすべての小中学校で地域ボランティアが土曜学習を行っており、ほぼ毎週実施している学校もあります。栃木県も月2回を認めています。さいたま市は昨年4月から年1回は必ず実施することになっています。土曜授業を実施する自治体は増えてきています。

ところで、横浜市が昨年1月に実施したアンケートで、保護者と教員とで土曜授業に対する意識が大きくかけ離れていることがわかりました。

保護者は土曜授業を「実施した方がよい」が約69.6%で、その理由として一番多かったのは、「平日の6校時を土曜日に振り分け、子どもや教員の平日の負担を減らせるから」でした。そのうち「月2回以上」が45.3%あり、「実施しない方がよい」は28.3%でした。

それに対して、教員の方は「実施しない方がよい」が70.5%でした。「月2回以上」の土曜授業という意見は11.0%でした。その理由としては「子どもや教員の負担になるから」が一番でした。

また、gooリサーチと毎日新聞が行った2010年1月の調査では98.9%が土曜授業を希望しています。

昨年から小学校で、今年4月からは中学校で新学習指導要領が本格実施されます。小学校の先生は体感しているように、教材をこなすのが精一杯になりました。新指導要領が本格実施されて今後取りこぼしが増えてくると、土曜授業の圧力が増してくることでしょう。安易に実施されれば今の教員数のままでは、17年連続で増加している教員の退職者が更に増えていくのは火を見るよりも明らかです。

第23回『100%と43.4%』

(2012年2月)

文部科学省は、昨年12月に労働安全衛生法に関する通知を出しました。今回の数字は、その通知の中に載っている資料で「安全衛生管理規程」がどれほど整備されているかという割合です。100%は、安全衛生管理規程を定めている都道府県教育委員会の割合で、全ての都道府県で作られています。それに対して、市町教育委員会では43.4%しか定められていません。

高等学校では、安全衛生委員会が県や多くの学校で開かれていて、その中で長時間勤務を無くすための方策も議題として審議されています。皆さんの学校で衛生委員会は開かれているのでしょうか。知多では南知多町ですでに始まっています。

その他の施策も資料に載っていて都道府県と市町村を比較しています。その中の主なものを以下の表に転載します。

施策の種類	都道府県教委実施率	市町村教委実施率
会議での趣旨徹底	97.9%	57.0%
通知等での趣旨徹底	100%	43.9%
衛生管理者等の資格を取得するための財政措置	66.0%	7.5%
手引き・パンフレット等の作成	51.1%	6.5%

そのほかにも、市町村立小中学校の遅れた現状を示す数字が数多く記載されています。

違法状態が放置されている現状ですが、知多では武豊町と大府市の議会でも取り上げられ安全衛生体制の4月からの実施が決まっています。知多市でも産業医が学校を巡回しました。厚労省が勤務時間の記録をするよう通知したのが平成13年、文科省が初めて通知を出したのは平成18年4月のことなのにこの現状です。

第24回 『+68時間～+35時間』

(2012年3月)

中学校では4月から新指導要領の本格実施が始まります。小学校ではすでに始まって1年が終わりました。今までの指導要領と時間数を比較してみると、毎週1、2時間授業時間が増えます。

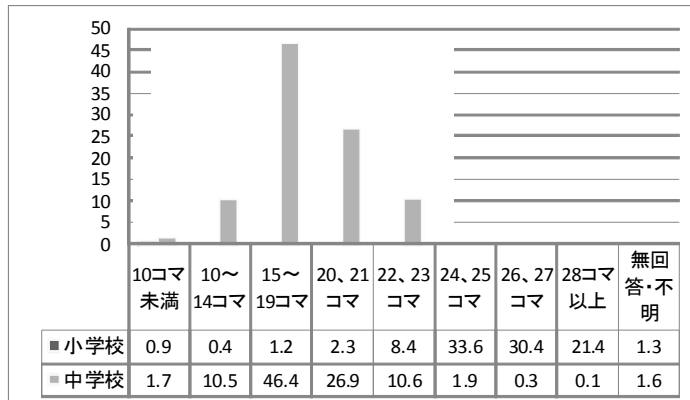
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
新	850	910	945	980	980	980	1015	1015	1015
旧	782	840	910	945	945	945	980	980	980

(道徳・学活を含む。クラブ・委員会含まず)

下のグラフは以前の指導要領のもとでの教師の持ち時間を表しています。(ベネッセ第5回学習指導基本調査)

授業時数が増えれば、小学校の場合持ち時間はそのまま増えます。中学校でも音楽・美術・技家以外は授業時数が増えます。特に3年間合計で95時間も増える理科、70時間増の数学、3年生が55時間増の社会は持ち時間も増え、時間のやりくりが大変になるかと思えます。

文科省は、教員の勤務時間が長すぎることを承知し、教員増も実現できないのに、このような施策は実行してきます。



第25回 『5.0%と3.3%』

(2012年4月)

このコラムも連載を開始してから2年が経ちました。さすがに文科省も各学校に労働安全衛生のパンフレットを配布するほどには変わってきました。しかし、それを目にされた方がほとんどいないように、職場の現状はまだ明るさが見えません。

さて、今回からしばらく、世界に目を向けて日本の現状と比較してみます。

表題の数字は、皆さんもすでに新聞の記事などで見たことがあると思います。OECD(経済協力開発機構)の出した数字です。OECDは、先進国クラブとも言われ、ヨーロッパ・北米を中心とした国際経済全般について協議する34カ国からなる国際機関で、まだロシアや中国、ブラジルなどは参加していません。最近よく聞くPISA(OECD生徒の学習調査)もOECDが行っているものです。あくまでも経済活動の活性化を目的としてデータを集めたり提言したりする組織で、教育のための組織ではありません。

その組織の出した『図表でみる教育 OECD インディケータ』というものが文科省のホームページにあります。その中に、「教育機関への公財政支出額の対GDP比」というグラフには、2008年の時点で、OECD平均が5%で日本が3.3%となっています。加盟国の中で日本より低い国はありません。公財政支出で見ても、日本は9.4%で、OECD平均の12.9%よりも低く、最低のレベルです。

日本は、多くの国に比べれば経済力があるので、単純に教育にかけている金額が低いとは言えませんが、どれほど教育に力を入れているかの指標でもあります。また、平均よりもあまりにも低すぎて情けない数字と言えるのではないのでしょうか。

第26回『3位と2位』

(2012年5月)

先月に引き続き、今月も OECD(経済協力開発機構)の2011年公表のデータで他国と比べていきます。

日本の学級規模の平均(全児童生徒数を通常学級の全学級数で割って算出)は、初等教育で28人、前期中等教育で32.9人もあります。それぞれ34カ国中3位と2位です。OECDの平均と比べると、初等教育で6.6人、前期中等教育で9.4人も多いのです。校長・教頭を含まない教員1人当たり児童生徒数(児童生徒数÷教員数)は、初等教育で18.6人、前期中等教育で14.5人になり、平均に比べて初等教育で2.6人、前期中等教育で1.0人多くなっています。その分日本の教員の負担は大きいと言えるでしょう。

また、学級形態も、欧米の「学級」は単に学習するための集団であり、しかも学習指導では子どもの個別指導が重視されます。それに対し、日本では伝統的に学級イコール生活集団であり、個別の学習指導はもとより、集団作りや生活指導、保護者への対応にも手をかけなくてはなりません。

加えて、欧米では事務を担当する人数が違っていています。これは、文科省の木村という主査も「公立義務教育諸学校の学級規模及び教員配置の適正化に関する検討会議」(平成23年第1回)で、「イギリスでは事務の人の数が小中レベルの学校に7,8人いる」と発言しています。つまり、教員が事務的な負担させられているということです。

これらを重ねて考えると、日本の教員の業務の厳しさは数値以上のものと言わざるを得ません。

第27回『0.17%から0.32%へ』

(2012年6月)

今回は、文部科学省が昨年6月の会議で使った「学級編制・教職員定数改善等に関する基礎資料」から「学校現場が抱える問題の状況について」として示していたものを表にしてみました。

	小学校			中学校		
	H5年度	H21年度	増加率	H5年度	H21年度	増加率
不登校児童生徒の割合	0.17%	0.32%	1.9倍	1.24%	2.77%	2.2倍
学校内での暴力件数(18年度と比較)	3,494件	6,600件	1.9倍	27,540件	39,382件	1.4倍
日本語指導が必要な外国人児童生徒数	7,569人	19,504人	2.6倍	2,881人	7,576人	2.6倍
通級による指導を受けている児童生徒数	11,963人	56,254人	4.7倍	296人	4,383人	14.8倍
特別支援学級に在籍する児童生徒数	45,650人	101,019人	2.2倍	23,600人	44,412人	1.9倍

形式が違うので表には入れませんでしたが、要保護がH7年と比較して1.6倍、準要保護が2倍になっています。

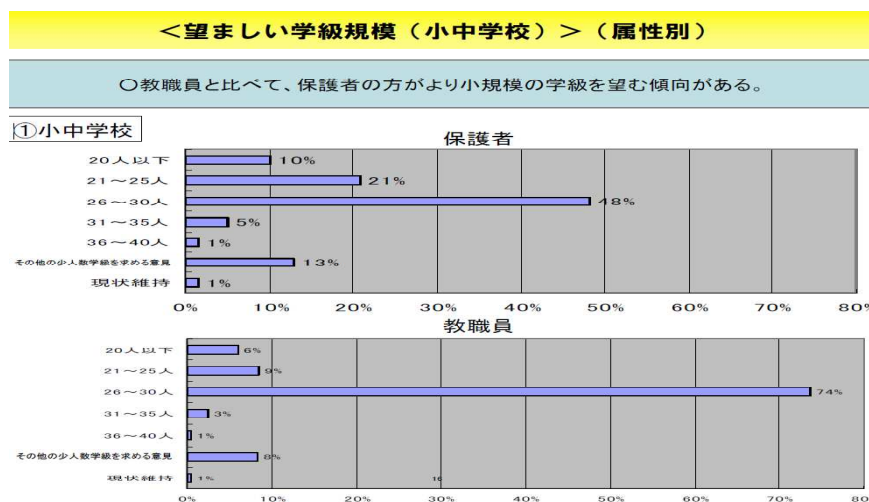
特別支援学級への加配があり、子どもに対して以前より手厚い対応がなされてきているとも言えるものもありますが、単純に仕事量として考えると、教員の対応が増え、仕事の負担が増えていることも示しています。地域・学校によって数字が大きく変わりますが、みなさんの実感としてはどうでしょうか。これは文科省自身が出している数値です。学校外も含めて人的支援による対応を急いでもらいたいものです。

第28回 『48%と74%』

(2012年7月)

今回は、文部科学省が平成 22 年に国民から意見募集したときに出された適正学級規模についての数字です。

見出しの数字は、26人～30人の学級を希望する保護者と教員の割合です。表から保護者の方が教員よりも少人数の学級を希望していることがわかります。現状維持を希望するという意見は非常に少数です。教員の方が遠慮がちです。現在進んでいる35人学級ではなく、私たちが全国署名で訴えている30人学級こそ、現在の保護者の願いであることが、このアンケートから見てとれます。



第29回 『1.7対5.4 6.7対9.6』

(2012年8月)

毎日暑い日が続きますが、お元気でお過ごしでしょうか。大津市のいじめが問題になってからマスコミでは連日のように「いじめ」について語られています。とうとう知多地域からも。学級担任をしている身としてはとても他人事とは思えません。さっそくいじめに関する調査が文科省から出されました。泥棒を見て縄をなっているような感じがします。

さて、今回の数字ですが、そのいじめに関する数字です。文科省の平成 21 年の調査で、いじめの発生件数を学級規模で比較したものです。

学級規模といじめの発生件数

公立小中学校における1000人当たりのいじめの件数

	Aグループの平均	Bグループの平均
小学校	1.7人	5.4人
中学校	6.7人	9.6人

90%以上の子どもが35人以下の学級に在籍している県(Aグループ)では、それ以外の県(Bグループ)よりも1000人当たりのいじめの件数が少ない。

Aグループ

(小学校9県)山形、福島、群馬、長野、滋賀、鳥取、山口、愛媛、高知

(中学校5県)福島、栃木、福井、和歌山、山口

※「学級編成・教職員定数改善等に関する基礎資料3」より転載(下線も)

この驚くほどの数値の違いから、いじめ問題は教育条件を改善すれば激減させられる可能性が高いということがわかります。教育行政の責任を追及する声はマスコミから聞こえてきませんが、いじめ問題を教員にだけ押しつけていても病人が増えるばかりです。

第30回『17道県1市』

(2012年9月)

今回は、教員の負担軽減に取り組んでいる道と県、市の数です。何かといえば、「教員の勤務負担軽減に関する教育委員会における取組事例」を文科省が今年5月に調査し、取り組んでいる自治体を紹介したものです。文科省もやっとやる気を出してきたようです。

その内容をほんの一部だけ紹介します。

- ・部活動休止日を週に1度設定する。(北海道)
- ・経営コンサルタントの協力で業務改善に取り組む。(青森)
- ・校務の見直しスタッフ会議で効率化へ取り組む。(茨城)
- ・学期末に4日間の5時間授業日を設定する。(茨城)
- ・学校の実情に応じて作品応募の可否を判断する。(栃木)
- ・第1・3日曜日には、部活動(練習及び練習試合)を行わない。(栃木)
- ・学校種ごとに、初任者研修の内容の見直しを図る。(埼玉)
- ・18:00までに職員全員が退勤し、家族との会話の時間を増やす。(新潟)
- ・管理職は、命令によらない時間外の業務が行われている実態の把握に努める。(富山)
- ・県の調査の重複を確認し、削減する。(長野)
- ・休業中の早めの退勤を推進する。(熊本)

などなど具体的な内容にあふれています。

残念ながららというべきか、もちろんというべきか、愛知県教委は取り組み事例には上がっていません。しかし、1面記事にもあるように、少しずつの進歩はあります。諦めないで働きかけ続けることが重要です。

第31回『730、410、318』

(2012年10月)

今回は、いつもとは違った視点からのデータです。私たちが置かれている労働条件に直結したものではありませんが、最近、新規採用教員が増えているので、昨年度採用された教員について調べてみました。

愛知県の教員採用者数と前歴

	採用者数	新規学卒者	教職経験者	民間企業等経験者	その他の既卒者
小学校	730	388	238	43	61
中学校	410	186	175	20	29
高等学校	318	104	169	35	10

愛知県の採用種別教員採用倍率

	受験者数	採用者数	倍率
小学校	2697	730	3.69
中学校	2532	410	6.18
高等学校	2407	318	7.57
養護教諭	522	70	7.46
栄養教諭	132	10	13.20

全国の学校種別採用倍率

倍率	最高	最低	全国平均
小学校	岩手県 32.38	富山県 2.58	4.49
中学校	鳥取県 23.53	大阪市 3.52	7.82
高等学校	京都市 22.29	川崎市 3.89	7.67

愛知県は、全国の中で考えると割合採用されやすい県であるといえそうです。今年特に大きな独自加配があったわけではありませんので、講師の数を減らしていなければ、それだけ退職される方が多かったとも予想できます。今年度、今までに知多管内で2名の新任教員が退職しています。

第32回『 296人 19人 』

(2012年11月)

ここ数年、知多管内では新任が多く配属されています。今回の数字にある296人は国全体の、19人は愛知県の数を表しています。どちらも平成22年度に1年間の条件付き採用後に正式採用とならなかった教員の人数です。右の表に、その主な内訳を示します。

全国では、新任の1.15%が正式採用になっていません。ちなみに、平成15年には111人の0.61%で、平成18年から3年間は1.3%を超えていました。右上の表のような統計には出てきませんが、近年、愛教労が新任教員から「パワーハラスメントで辞めさせられそう」という相談を受けることが増えました。残念ながら、知多でもそのような話を聞きます。

今年知多管内では、すでに2名の新任教員が辞めています。辞めるまでには至らなかったが、新任のときに、失敗や力量不足を責められ、管理職から辞めたらどうかと言われた方もいます。経験の少ない人は、職場の人が協力して温かく育てていくべきでしょう。愛知県が昨年やっとう出したパワーハラスメント防止の文書が管理職で止まっている学校が少なくありません。そういう傾向・体質も原因の一つだと思います。

(人)	新採1年未満の退職	退職理由					懲戒免職	その他
		依願退職	不採用決定者	病気	精神疾患	自己都合		
全 国	296	288	20	101	91	167	3	5
愛知県	19	18	1	5	5	12	1	0

第33回『－ 9 %』

(2012年12月)

この数字は、OECD(経済協力開発機構)の「図表で見る教育(2012年版)」で触れられた一項目です。他国と比較するために取り上げました。

その中の「調査結果要点」によると、「日本において経験のある教員の給与は、他のOECD加盟国と比べて高いが、初任給は低く、また労働時間は長い。さらに、OECD加盟国における傾向とは異なり、日本においては2000年から 2010年の間に教員の実質給与は減少している。」とまとめてあります。また、「2000年から 2010年にかけて、データの存在する国のほとんどにおいて勤続 15年の教員の実質的給与が上昇している一方、日本(9%もの低下が見られる)、フランス、スイスにおいてのみ、教員の実質的給与が低下している」と記しています。OECD平均では、15%以上増加しています。(GDP 購買力平価による米ドル換算額)

為政者は、給与が安くても希望者は減らないだろうと高をくくっているのかもしれませんが、給与以外にも問題は山積しています。このままの状況を放置しておけば、不人気業種になっていき、教育レベルの低下につながるのではないのでしょうか。

残念ながら日本では、多くの職種で給与が下げられている状況です。今回取り上げた数字は、教員だけに当てはまるものではありません。しかし、将来のある若い教員が安心して働いていけるのかという問題を考慮しないと、日本の未来は暗いのではないのでしょうか。安倍首相が教育を改革すると息巻いていますが、制度をいじるだけでなく働く人を大切にして意欲を高めることが一番大切なのではないのでしょうか。

第34回『+14.3ポイント, +32.4ポイント』

(2013年1月)

安倍内閣は教育に力を入れると言っていましたが、早速少人数学級推進を停止してしまいました。報道によると「少人数学級を導入した秋田県は、全国学力調査で成績上位を維持しているが、逆に学力との相関関係はないとする研究もある。」とのことです。研究ですから、いろいろな意見があるのは当たり前です。

しかし、これははっきりと決着がついています。今回はいじめに関連する数値だけ取り上げます。国立教育政策研究所が中学2年生で33人以下学級を導入した地域を対象に、学級規模と人間関係によるトラブルの解決状況を調査しました。

それによると、実施前年は〈2～4学級・学級平均36人〉の中学校でのトラブル解決率は64.6%でした。しかし、実施した年は〈2～4学級・学級平均29.3人〉では解決率が78.9%と14.3ポイントも上がりました。

また、〈2～4学級規模・学級平均37人〉を〈5～6学級規模・学級平均28.5人〉にしたところトラブルの解決率が59.6%から92.0%に32.4ポイントも向上しました。

この結果から教育政策研究所では「少人数学級編制を行うことで解決率が上がることもともに、学級数が多い学校ほど解決率が上がることが示された。」と分析しています。(それ以上学級数が増えても効果はみられないとのことです。)

残念ながら今回の資料には小学校の分析が載っていませんでした。多くの先生から見ると、33人学級とはうらやましい限りでしょう。担任をしていると当たり前だと思っていることでも、調査により結果が示されると説得力を持ちます。いじめ問題を減らすために、是非自民党や財務省の方々に見てもらいたいものです。

第35回『47位』

(2013年2月)

教育費の削減により、学校の消耗品費などが削減される市町が増えていますが、皆さんの勤務する自治体ではどうでしょうか。さて、表題の数字ですが、「平成22年度における児童・生徒1人当たりの教育費全国順位(教員給与含)」を「平成23年度地方教育費調査」として愛知県がまとめたものです。以前2010年の10月号でお伝えしたこともあります。情けないことに毎年のように低空飛行で、この年はとうとう全国最下位になってしまいました。全国平均よりも小学校で15万円、中学校で21万円も違います。

(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校順位	42	42	40	42	43	43	43	47
中学校順位	45	46	41	44	44	46	45	47

「1学級当たり教育費」でも小学校が43位、中学校が46位です。全国平均と比べると小学校で212万円、中学校で427万円も違うのです。

他県に比べると比較的豊かな愛知県が、財政上の割合ではなくて実質の教育費で全国最低とは。教育にお金をかけることの大切さを考えてないのでしょうか。こんなふうだから、定年までまじめに働く人が150万円も損をする政策をとっても平気なのでしょう。「消費的支出のうち本務教員の給与については、21会計年度に引き続き22会計年度も全国平均を下回った。」という記述もあります。来年度も給与の3%削減が決まっています。(愛知県HP)

大村知事が教育を軽視していることが明らかにわかります。

第36回 『-1.9%, -3.2%』

(2013年3月)

今回取り上げた数字は、平成23年度に調査された文科省の「地方教育費調査」を元にしたものです。「地方教育費」とは、「都道府県及び市町村の歳出決算額として計上された経費」のことです。それによると、教員給与は平成21年度よりも平成22年度の方が1.9%も下がっています。教育活動費については3.2%も下げられています。市町によって温度差はあるでしょうが、教育に必要な物を買える範囲が狭まっていることが数値で実証された形です。社会教育費はさらに大きく下げられており、-5.1%です。また、予算全体の枠で見ると、国と地方の文教費の合計は、総行政費の中で伸び率が-4.1%となっています。

世代交代による減額・給与削減・講師の増加など、この資料からはどれがどのくらい反映されているのか詳しく読み取ることはできません。もっと前との比較はどうなるだろうと考えて、見出しの数字を同じ調査の10年前と比較してみると、人件費の中の教員の給与が10.8%、教育活動費は19.4%も下げられています。

教育の成果を上げようと思えば、財政的な支援は必要条件です。今回見出しで取り上げた数値は、耐震予算などとは関係のないお金です。しかし、耐震工事などを含んだ総額で比較してみても下がっているということから、行政がいかに関心を軽視しているのかがにじみ出ている数字ではないでしょうか。日本の未来に向けて国民を伸ばしていこうという意志が見えてきません。教員に対する圧力が年を経るごとに増してきています。だが、教育再生を言うのならまず、現場に直結する予算を増額することが必要でしょう。

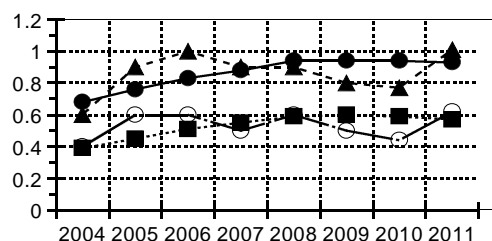
第37回 『65人・49人増』

(2013年4月)

表題の数字は、愛教労が情報公開を使って入手した、愛知県の病気休職者数からとったものです。2010年度よりも2011年度に増えた病気休職者の数が65人で、その中の精神疾患を理由とする病気休職者の増加数が49人です。高等学校や特別支援学校などに勤務する教員なども数に入っています。

スペースの関係で3年分だけ紹介します。

		2009	2010	2011
全 国	在職者数	916929	919093	921032
	病気休職者数	8627	8660	8544
	うち精神疾患による 休職者数	5458	5407	5271
愛 知 県	在職者数	26221	26306	26442
	病気休職者数	222	202	267
	うち精神疾患による 休職者数	135	115	164



新学期が始まって、毎日の仕事に精を出していらっしゃると思います。昨年は病気休職者が少なかったとはいえ、残念ながら、県や市町の無策も増加の一因でしょう。仕事の重点を決めて、それ以外は時間を割かないように自己防衛もしていきましょう。

第38回『約3分の2』

(2013年5月)

今回は、文部科学省の「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」からです。そのまとめの中には、「東京都の平成19年度休職者に関する調査結果によると、本人にうつ病に関する知識が少なく、生活に支障が出ないと本人も周りも気づかないなどの状況にあり、精神疾患により休職する教員の約3分の2が病気休職の直前になるまで受診しない状況にある。」とあります。3分の2とは、比率的にかなり高い数値です。

3分の1の方は病気を比較的軽い時期から意識して通院されたのでしょうか、それでも休職になってしまった。では、残りの3分の2の方が直前まで受診しないとはどういったことが原因でしょうか。心療内科などに受診することをためらう何らかの理由があるのでしょうか。3分の2の方が休職直前まで受診しないということですから、個人の問題で済ますことはできません。

もしその原因が医者にかかる時間がとれなかったということならば、法律では、そうなりにくいように定められています。労働安全衛生法では、労使協定でも月45時間以上の残業は設定してはいけないことになっています。また、100時間を超えたら本人の申し出によって医師の面接を受けることになっています。これは法律ですので最低基準ということで、それより高いレベルの設定を厚生労働省が薦めています。また、懲罰の意味も込めて60時間を超えた残業については、通常のコストの時間当たり25%増しではなく、50%増しになっています。休日労働も35%増しです。

残念ながら教職員の長時間労働、特に中学での超長時間労働は残業手当がつかないこともあり放置されています。これが3分の2という数値の大きな原因だと文科省も考えて、対策をとるよう指示しているのです。

第39回『生徒指導・人間関係・校務・学習指導』

(2013年6月)

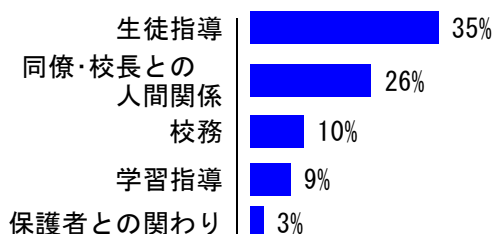
今回も先月に引き続き、文部科学省の「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」からです。先月は、休職直前まで3分の2の方が受診していなかったというデータがあることをお伝えしました。さて、今回は東京都教職員互助会三楽病院が実施した調査結果から分析します。

最も多かったのは生徒指導で35%、保護者との関わりについては3%と比較的少ない状況でした。

また、年代別にみると、40～50歳代では[校務]の割合が高くなっていました。(40歳代: 15.1%、50歳代: 11.9%) これら中堅以上の教職員に校内の仕事が集まりやすく、そのことに対してストレスを感じることも多くなるとともに、若手の教職員の人材育成に関わったり支援したりする余裕がなくなっていることも考えられます。他方、20歳代では[生徒指導]の割合が最も高くなる(37.9%)とともに、[学習指導]の割合も比較的高くなっており(19.1%)、若手が中堅以上の教職員に相談できていなかったり、校内における若手の教職員に対するサポートが必ずしも十分ではない状況が伺えます。

これは一医療機関のデータですが、現状をよく現しています。保護者との関係で受診する方は意外に少なく、校内の協力によって減らすことができそうにも考えられます。働きやすい・助け合うことのできる職場づくりが求められているようです。

メンタルヘルス受診の要因(H23)



第40回『第2位・第21位・第34位』

(2013年7月)

今回は、教育だけではなく日本全体に関するデータです。すでにマスコミの報道でご存じの方もいるかもしれませんが、OECD(経済協力開発機構)が発表した、「ベターライフインデックス」(よりよいくらしの指標)からの順位です。OECDには、現在34カ国が加盟しています。それにロシアとブラジルを加えた36カ国の順位です。韓国は加盟していますが、中国は加盟していません。

最初の36カ国中、日本が第2位というのは、教育です。その判断基準は、「高校修了者の割合、15歳児の読解力」です。日本は、高等学校から自己負担が非常に高くなっていますが、そういったことは抜きにした結果の判断です。

全体の順位を総合してみると、日本は36カ国中21位となってしまいます。安全が1位で教育が2位、所得が6位なのになぜ総合で21位になるかというと、よくない指標があるからです。特にワークライフバランスは34位です。ワークライフバランスの判断基準は、「長時間(週50時間以上)勤務者の割合、義務教育課程に在学中の子どもを持つ母親の就業率、余暇や個人的活動(睡眠、食事)にあてた時間」となっています。

日本人の勤務状況は国際的に見て異常だということがわかってと思います。私たち教員の勤務はどうでしょうか。週50時間以上勤務者は正規・常勤教員のほとんどが当てはまるでしょう。余暇や個人的活動に充てる時間は、勤務時間が長くなる関係で減らさざるを得ません。睡眠時間については、以前このコラムでも取り上げたように、改善されるどころか短くなってきています。

8時間の労働・休息・自由な時間を要求して始まったアメリカのメーデーは127年前に闘われ、各国はそれを少しずつ具現化して変わってきています。残念ながら「カロシ(過労死)」が国際的に通じるのが日本の現状です。